

# 平成 28 年度第 1 回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時:平成28年(2016年)6月28日(火) 13時30分～15時30分

場所:一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム

## 出席委員:

12名中11名出席

出席:石上委員、菊池委員、籠谷委員、須藤委員、中村委員、西田委員、西野委員、  
秀田委員(代理 鏞氏)、平山委員、福原委員、前畑委員

欠席:石谷委員

## 議題:

- (1) 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について
- (2) 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の策定について
- (3) 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第2次)の策定について
- (4) 指定外来種の指定の解除にかかる諮問案件および答申案の検討
- (5) 県指定犬上ダム鳥獣保護区特別保護地区の再指定にかかる諮問案件および答申案の検討
- (6) 報告事項
  - 平成28年度滋賀県環境審議会自然環境部会年間スケジュールについて
  - 滋賀県で大切にすべき野生生物(滋賀県レッドデータブック2015年版)の発行について
  - 滋賀県特定植物群落について
  - 滋賀県外来種リストの公表について

## 配布資料

- 委員名簿・配席表
- 資料1 各計画策定のスケジュール
- 資料2 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について
- 資料3 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の策定について
- 資料4 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第2次)の策定について
- 資料5 指定外来種の指定の解除にかかる諮問案件および答申案の検討
- 資料6 県指定犬上ダム鳥獣保護区特別保護地区の再指定にかかる諮問案件および答申案の検討
- 資料7 諮問文
- 資料8 「滋賀県で大切にすべき植物群落」のリストアップについて
- 資料9 滋賀県外来種リスト2015
- パンフレット 琵琶湖の水源 滋賀の森のちからを守る(ニホンジカ森林土壌保全対策マニュアル【概要版】)

●パンフレット 狩猟者必携

●冊子 滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック 2015 年版）

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成 28 年度第 1 回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は 12 名中 11 名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・最初に、琵琶湖環境部長から挨拶があり、引き続き、部会長の選出が行われた。
- ・今回の部会は、6 月 1 日付けで環境審議会委員の改選があった後に初めて開催された部会であったため、部会長の選出は、環境審議会条例の規定に基づき委員の互選により行われた。
- ・出席者の委員から、前畑委員の推薦発言があり、出席委員全員により承諾され、前畑委員も部会長就任について承諾された。
- ・部会長の選出後、前畑部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・まず、最初に事務局から資料 1 により、議題（1）～（3）の各計画の策定スケジュールについて説明し、引き続き、各議題について審議がなされた。

## 議題（1）第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画の策定について

<事務局から資料 2 について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

資料の記載が「農業被害」と記載されている箇所と農林業被害と記載されている箇所があるがその違いは何か。

事務局：

資料は環境省が記載したものであるが、林業被害を含めるかどうか悩ましいところ。今後、議論が必要である。

委員：

特定計画とは第 1 種特定鳥獣保護計画と第 2 種特定鳥獣管理計画のことか。

事務局：

形式事項の特定計画とは、第 1 種特定鳥獣保護計画と第 2 種特定鳥獣管理計画のこと。

委員：

一昨年度滋賀県が作成した生物多様性しが戦略とこの計画とのリンクはどのように考えているのか。

事務局：

この鳥獣保護管理事業計画は基本的に鳥獣保護管理法に基づき定める予定。一方で、前回の国の指針は愛知目標を受けて生物多様性の観点を踏まえたこともあり、当然、県の計画も一昨年作成した戦略の趣旨も踏まえた整理は必要になる。

## 議題（２）滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第３次）の策定について

<事務局から資料３について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

狩猟者は、オスジカを好んで捕ると言うことを聞いたことがあるが、制限無しとなった場合、メスジカの捕獲もかなり促進されるのか。

委員：

どちらがということはないが、制限解除してもらう方が平均的に捕獲できる。

事務局：

今後ニホンジカの検討委員会を開き、他府県ではどのようにして制限解除に至ったか調査する。

委員：

階層ベイズ法について、精度が上がるのか。

事務局：

環境省で都道府県ごとに調査したデータとしては、糞塊密度、捕獲数、目撃効率、森林面積に係る過去のデータを用いて推定する方法。従来の方法に比べて精度が上がる。過去の生息数、将来の生息数なども推定できる。全国的な流れで、この方法を採用する都道府県が増えている。

委員：

従来の集計方法では、平成２２年度は捕獲数に幅があるが、ベイズ法を使うと精度があがるのか。

事務局：

環境省がベイズ推定の結果を発表し、滋賀県では平成２２年度に遡った生息数も公表はしていないが、データとして示されている。その時は、中央値で 66,900 頭余り、従来の方法では、47,000～67,000 頭と推定しておりましたので、上限以内であったことが調査によってわかった。

事務局：

滋賀県でやっている方法は、糞塊調査、目撃情報を用いて実測値で調査したもの。階層ベイズ法というのは統計的に幅を持って計算したもの。現実値かどうかはわからないが、統計値というのが現実値に近いということで、採用している。県の調査の場合は、年毎に目撃情報にバラつきがあり、幅を持って最低から最高のところまでで予測している。県の数字の方が滋賀県の実態の数字を見ているので、実際に近いものとなっていると思われる。ただ、結局これだけの幅があるので、やはり統計的な結果も生かすべきであり、階層ベイズ法で環境省も他府県の事例も取り入れながら精度を上げてきたので、それを採用するか提案をしている。

委員（代理）：

階層ベイズ法のデータを提供する側にいたが、階層ベイズ法のいいところは、地域の独特の生物学的な数値を使うことができるということで、実は平成26年度に全国一律で実施したものは、平均的なニホンジカの生物学的な数値を使った。例えば、今後は滋賀県のニホンジカの自然増加率はどれぐらいか、あるいは自然死亡率はどれぐらいかというデータを滋賀県で調査し、その地域特有のデータを使って階層ベイズすると更に高精度な推計ができる。そのデータが得られるまでは全国的なデータを使うのは仕方がないが、今後は地域の数字を使うのが良いのではないかと思う。

事務局：

今年度の調査の中で、環境省が使っていた階層ベイズ法を生かしながら、滋賀県の数値を取り入れ、県オリジナルの推計をする予定。

委員：

**琵琶湖の水源 滋賀の森のちからを守る（ニホンジカ森林土壌保全対策マニュアル【概要版】）**  
落葉広葉樹林調査結果では、湖北はシカが衰退していないが湖西は衰退している。この原因は何か。

事務局：

糞塊密度は毎年調査しているが、やはり湖北が増えている傾向にある。この（下層植生衰退度）調査は、森林保全課で実施しており5年毎に調査を実施している。第2種の特定計画としては、被害が森林植生のところを出ていることに着目し、今後、継続的に調査を実施し、動向を見ていこうと考えている。湖北で増えている可能性もあれば、別の地域で増えている可能性もあり、継続して調査を実施した上で、第2種特定計画に生かしていきたい。

委員：

図を見ていると、色が剥げている部分があるが、この意味は。

事務局：

例えば、湖東、湖北で白く抜かれているところがあるが、これは国有林であり、国で所管されているところ。もっぱら、滋賀県では民有林を調査している。調査した場所については報告をしたい。

委員：

管理の目標を定めるに当たって、個体数と捕獲頭数を用いているが、正確な個体数を捉えることは難しく、幅があって当然の数字である。個体数だけでなく、生息密度や被害状況を併せて見るなど、ものさしを複数持った方が安全だと思う。また、階層ベイズ法についても、バイアスがかかっている可能性があり、あまり盲目に信じないほうが良いと思う。専門家の間でも同じような指摘がある。

事務局：

捕獲頭数に着目してきた今現在の計画では不十分ではないかというご指摘であるが、次期の計画については、森林の保全上重要なニホンジカの捕獲をすることが前提ですと、今回の計画は、これ（下層植生衰退度調査結果）を採用したいと考えており、被害度をどれぐらいにすればいいのか検討する。

階層ベイズ法については、非常に難しい計算方法のため、狩猟者には捕獲状況のヒアリングをすることもある。また、農村部で実際被害を受けて有害鳥獣駆除をしている市町にヒアリングし、統計的な手法とは別に実際の被害状況を基に次期の計画を策定していきたいと考えている

委員：

シカ肉の資源的利用ということで、より踏み込んだというのは具体的にどのようなことか。

事務局：

全国的に約20県でジビエの取組をしていると聞いている。滋賀県でも、カレーハウスcoco壺番屋のように、ジビエ肉の利用の取組を先進的にされている企業もいらっしゃる。今後、滋賀県でも捕獲を進めていく上で、非常に重要なことであり、そういう観点からももう少し何かできないか検討していく。具体的にはこれから検討していくので、計画策定の中で随時示しながら、皆様のご意見をいただきたい。

委員：

ホテルやレストランの食材をコーディネートする仕事をする関係で、ジビエを扱っているが、正直なところ、シカ肉、イノシシ肉は猟師さんの腕によってあまりにも味が違いすぎるので、安定的にきちんとしたものを提供しようとする、撃ち方、処理の仕方、保存の仕方、きちんとした肉なのか、なかなか外から見ると見えづらい。かつ駆除となると撃ちやすいものを撃った方が楽なので、なかなか食肉として扱えないと現場で聞くので、捕獲数を高めようとするほど、撃たなければならない数が増える。一方で食肉として

出すにはきちんとしたケアが必要ということで、こういった形で落とし込んでいくのか、かなりしっかり検討されて県民に美味しい肉を提供しながら進めていくような仕組みを作っていたらいいと思う。

委員：

シカの食害がひどくなってきた。食べ物がなくなってくると普段食べることが全くなかった毒性の植物までも食べ、その範囲を広げていることも事実。そうすると、人の食物としてのシカ肉の安全性をどのように担保するかが問題である。これは要望であるが、このようなことが検査できるシステムを毒性学などの専門家も交えて滋賀県で全国に先駆けてやってもらいたい。

また、牛や豚のような家畜では、屠畜検査法に基づく検査方法や内容等が確立されていて、安全な食肉を供給できるシステムになっている。しかし野生動物であるシカに対しては、屠殺も野外でのことなので、感染症対策も含めて、難しいものがあると思う。

このようにいくつかの問題点がクリアできれば、市民の消費も増え事業化されたシステムが構築できれば増えすぎたシカの数減らす一助になるのではないかな。

委員

おっしゃることもわかる。やっていかざるを得ない部分もある。ただ、大日本猟友会事業としては、現時点ではそのような調査はしていない。ただ、感染症などの菌に対しては、大日本猟友会の事業の中で事業がある。大日本猟友会の協力も仰いで、調査してもらうようにしたい。

事務局：

滋賀県がどこまで踏み込んでやれるかというのが今後の課題となる。まずは、まだまだ供給が足りていない。それは、食肉を利用するという前提の捕獲方法について、まだまだやれないところもあり、コストの問題もある。実際、いくつかの箇所では食肉利用を進めている団体に現状の課題をヒアリングすることから始めたい。その次の段階としては、滋賀県がどこまで管理するかということが課題になってくるが、鉛の問題だとか、既に問題になっているものもあり、猟友会のお知恵を拝借して一緒に取り組んでいきたい。

委員：

個体数を管理することと、ジビエの活用は別に考えるべきであり、計画でもそのように考えていると理解している。食肉としての捕獲に捉われるあまりに個体数管理が進まないのは本末転倒である。個体数管理とジビエ活用をきちんと区別するのであれば賛成する。それとやはりガイドラインを作成すべき。環境部局だけでなく、公衆衛生部局にも参画を要請するなど、連携を図ることが必要と思う。

### 議題（3）滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の策定について

<事務局から資料4について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

気になったのは、資料4の7ページでは個体数管理はしないということだったが。

事務局：

シカとイノシシで個体数管理の考え方が違う。シカは増えすぎているので、年間16,000頭捕獲し続ける必要がある、一方、イノシシは頭数把握が非常に難しい。たくさん生まれて、たくさん死んでいくので、調査時点でもかなり変動がある。まずは特定管理計画にもあるように個体数管理と防除と生息環境管理があるが、イノシシはどちらかという被害防除、防護柵をしっかりとやるということが基本になる。そして、個体として農村部で農作物に有害被害を及ぼしているものについては、個体ごとにそれを捕獲していく、そういったことも個体数管理になり、種類によって個体数管理の考え方が異なる。

委員：

現行でいくと、平成30年度に半分以下になっても、個体数管理上はそんなに問題ないということか。

事務局：

最終的にはイノシシは被害度と金額を、目標35%に減らすことを目標にしているので、イノシシをこの頭数捕り続けていくということではない。

事務局：

ニホンジカも同じであるが、環境省では、平成35年度に現行の個体数から半減させるということなので、滋賀県も目標に従って、引き続き捕獲していくことを考えている。

事務局：

委員からご指摘があったようにあくまで推測なので、どちらかというイノシシについての被害の状況を踏まえて、現行では被害面積は減っているが、捕獲も必要という状況は変わらないので、そこを改善していけば、有害捕獲は徐々に減らしていくという方向にいくと理解していただきたい。

委員：

イノシシに関しては、平成26年度までの被害の状況が出ている。一方で、配布資料に出ている被害状況は平成22年度までになっている。計画を作成するに当たってどちらを採用するのか。シカに関しては、農作物の被害だけではない。自然環境の方に極めて重大な影響を及ぼしている。イノシシに関しては、被害が減っている原因がイノシシを捕りすぎということではなく、多分母数である農作物を作る人たちが減っているという現状があるので、このことをきちんと説明し、データが一見、都合のいいところまで留めているように見えないように気を付けた方がよい。

事務局：

農作物被害については、平成 27 年度までのデータを作成し、実績を出すので、検討いただきたい。

事務局：

減少していることを分析したり、単純に作物面積が増えただけでなく複合的な要因があると思うので、そういったことも踏まえてどういう方向に持っていくかということを議論したいと思う。

委員：

県民にはこの計画を周知すると思うが、Youtube など怪しげな動画が流れ、高い超音波の機械を買わされている農家さんを見聞きするが、農作物被害を増やすような対策になっている。機械では野生動物は忌避できないことを滋賀県から啓発してもよいのでは。この計画とは関係ないが考えていただきたい。

事務局：

自然環境保全課は農業経営課とも一緒に全庁的な組織として、有害鳥獣あるいは個体数調整の取組をしている。実際、農業サイドでは地域ぐるみでいろんな被害防除の対策を進めている。場合によっては啓発を進めていくということも必要である。

#### 議題（４）指定外来種の指定の解除にかかる諮問案件および答申案の検討

<事務局から資料 5 について説明を行った>

事務局の説明後、答申案について妥当と認められるかについて審議され、各委員にから次のご意見、ご質問等があった。

委員（代理）：

オオタナゴとヨーロッパオオナマズが条例の指定外来種から解除されて、国の特定外来生物になった際に飼養を行っている人たちに対し、これまでは届出だったが、許認可を行うことになるので、できればその旨を周知していただくと事務が円滑に行われるので、是非、願います。

事務局：

ご指摘のとおり周知する。

●審議後、議長から、指定外来種の指定の解除にかかる諮問案件については、原案のとおり知事に答申することについて各委員に提案され、出席委員により、了解された。

#### 議題（５）県指定犬上ダム鳥獣保護区特別保護地区の再指定にかかる諮問案件および答申案の検討



<事務局から資料6および7について説明を行った>

事務局の説明後、答申案について妥当と認められるかについて審議され、各委員にから次のご意見、ご質問等があった。

各委員から特に質問は無かった。

●審議後、議長から、指定外来種の指定の解除にかかる諮問案件については、原案のとおり知事に答申することについて各委員に提案され、出席委員により、了解された。

#### 議題（6）報告事項

- 滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック 2015年版）の発行について
- 「滋賀県で大切にすべき植物群落」のリストアップについて
- 滋賀県外来種リスト 2015

<事務局から資料8および9について説明を行った>

各委員から特に質問は無かった。

※議題の審議事項および報告事項が終了した後、事務局からは、次回の部会は9月下旬に開催予定である旨の説明があり部会は閉会した。